

串本町大学進学等奨学金貸与制度のお知らせ

串本町では、「串本町大学進学等奨学金貸与規則」に基づき、大学・専門学校等に進学後、奨学金の貸与（無利子）を希望される方を対象に、次のとおり奨学生を募集します。

※現在、大学等に在学中でもお申し込みができます。

■募集期間

令和5年9月4日（月）～9月25日（月）

■貸与期間

令和6年4月分より、当該学校の最短の終業年限の終期まで

■貸与条件

- ①大学・短期大学、専門学校およびそれらに相当すると認められる学校等に在籍する方
- ②学生の扶養者が串本町に住所を有し、経済的理由により修学が困難と認められる方
- ③4人家族の世帯を基準とし、その合計所得金額【※令和4年中】が420万円以下であること（世帯の構成員が1人増えるごとに50万円を加算）

■奨学金の額

月額 40,000円（毎月振込み）

入学奨励金 100,000円

（入学準備金として最初の振込み時1回限り）

■奨学生の決定

奨学生の決定は、奨学生選考委員会の選考を経て教育委員会が決定し、本人に通知します。（11月下旬の予定）

■提出書類

①串本町奨学生願書

②同意書

※町外に住所を有する配偶者がいる場合は、課税証明書を添付してください。

③学校長の推薦書

※現在、すでに大学等在学中の場合は、在学校において推薦書をもらうようにしてください。

◎必要書類は教育課にてお渡しします。

お問い合わせいただければ郵送します。

■返還

卒業後20年以内に返還（無利子）

※給付ではなく貸与です。いわゆる教育ローンと同じで返済の義務があります。

※借用書には、保護者とは別に、生計を別にする連帯保証人1名が必要となります。（合わせて2名の連帯保証人が必要です）。

<参考>国税庁ホームページより

令和2年分以降

※給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出します。

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40% －100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30% ＋80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20% ＋440,000円

（例） 年間の収入金額が300万円の場合、
「300万円×30%＋8万円」
が控除され、所得金額は202万円
となります。

◇提出先・お問い合わせ先◇

〒649-3592

串本町サンゴ台690番地5

串本町役場 教育課（串本町教育委員会）

（役場2階）

TEL 0735-67-7260

